

令和6年5月21日

県立高等学校教育体制整備実施計画に係る再編整備基準の適用について

岡山県教育委員会

1 再編整備基準を適用する学校

- ・真庭高校：R5：84人 R6：74人
- ・笠岡工業高校：R5：99人 R6：96人

再編整備基準① 第1学年の生徒数が100人を下回る状況が、令和5年度以降、
2年続いた場合には、再編整備の対象

再編整備基準② 第1学年の生徒数が80人を下回る状況が、令和5年度以降
2年続いた場合には、翌年度の生徒募集を停止

2 再編整備アクションプランの策定（令和6年度）

- ・自治体への訪問や学校運営協議会で意見聴取を行い、再編整備対象校とその組合せ、再編整備の方向、検討開始年度等を示す再編整備アクションプラン(仮称)を令和6年度末を目途に策定・公表

3 再編整備アクションプランに基づく再編整備の検討（令和7年度以降）

- ・再編整備アクションプランに基づき、プロジェクトチーム（仮称）*を設置し、再編整備校の学科・規模・設置場所・通学区域等の検討開始
- *プロジェクトチーム：県教委・関係校・地元自治体等からなる検討組織

【参 考】県立高校の再編整備基準等の概要

1 再編整備基準（平成 31 年 2 月策定）

- ① 第 1 学年の生徒数が 100 人を下回る状況が、令和 5 年度以降 2 年続いた場合には、再編整備の対象とする。
- ② 第 1 学年の生徒数が 80 人を下回る状況が、令和 5 年度以降 2 年続いた場合には、翌年度の生徒募集を停止する。

*生徒数については、各年度の 5 月 1 日時点での在籍生徒数とする。

- ・この基準の適用に当たっては、通学の利便性や地元自治体からの進学状況など、地域の状況に配慮する。
- ・令和 5 年度までは、魅力化・活性化に取り組みながら、再編整備に向けた検討等を行う。
- ・令和 6 年度に、最新の中学校卒業見込者数や各学校の生徒数の状況等を踏まえ、再編整備に特化した行動計画である「再編整備アクションプラン」を策定する。
- ・「再編整備アクションプラン」には、再編整備対象校とその組合せ、再編整備の方向、着手年度等を示す。
- ・令和 7 年度以降は、「再編整備アクションプラン」に基づき再編整備を行う。
- ・教育体制整備に当たっては、一つの自治体に公立全日制高等学校が複数ある場合は、その自治体内の複数校で、一つの自治体に公立全日制高等学校が 1 校のみの場合は、近隣の自治体にある公立全日制高等学校を含めた複数校で学校や学科等の配置を検討する。

2 再編整備基準の適用方針（令和 4 年 12 月策定）

- ・同一市町に県立高等学校が 1 校となっている場合は、現在の実施計画の期間中（令和 10 年度まで）は、当該校への再編整備基準の適用を保留することとする。